

山梨県公報

第二千六百七十八号

平成二十九年

三月六日

月 曜 日

目 次

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………八三
○土地区画整理事業の換地処分……………八三

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年三月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年二月二十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 M T、 F U J I C L U B
 - 2 代表者の氏名 近藤隆治
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市上吉田七丁目十一番三号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、昨今「日本の精神文化のシンボル」と言える富士山の自然環境と伝統文化の保全の重要性が増していることに鑑み、社会一般に対して、富士山への国土愛を高揚し、先人が遺したかけがえのない富士山の世界的遺産としての価値を後世に伝承していく。そのため富士山に係わる文化、歴史、芸術、信仰、登山観光等に於ける文化的意義を啓発する事業活動を行い、以って「富士山憲章」(静岡県・山梨県が制定)の精神が、広く世に認識され、実践されることに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年二月二十八日から同年四月二十七日まで

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。
平成二十九年三月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 富士吉田市小明見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
- 三 組合の設立認可の年月日 平成十六年一月八日
- 四 土地区画整理事業の名称 富士吉田市中丸土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 六 換地計画認可の年月日 平成二十八年十一月二十一日
- 七 換地処分通知完了の年月日 平成二十九年一月十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番